

# 徹底的な規制改革の推進に関する法律案

【社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案（新規立法）】

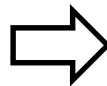
## <立法の背景・趣旨>

徹底した規制改革こそが我が国経済の成長の促進に資する。

→ 社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置について定める必要がある。

- ① 政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、施行後3年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、①の見直しを行うに当たっては、規制は原則として撤廃するものとする。
- ③ ②にかかわらず、①の見直しの結果、規制を撤廃しないこととする場合には、政府は、その理由を国会に報告するものとする。

社会経済活動に関する  
あらゆる分野における  
規制



撤廃・緩和のための  
措置



原則として撤廃。  
撤廃しないこととする  
規制については、その  
理由を国会に報告。